

大崎地方合併協議会

第5回新市名称及び市章選定小委員会

日時：平成16年 1月26日(月)午後1時30分
場所：宮城県古川合同庁舎 5階「501会議室」

次 第

- 1 開 会
- 2 開会の挨拶
- 3 報告事項
新市名称の名付け親大賞等当選者及び各賞の贈呈について
- 4 協議事項
(1) 新市の市章候補募集要領(案)について
(2) 新市の市章候補選定基準(案)について
- 5 そ の 他
- 6 閉会の挨拶
- 7 閉 会

新市名称及び市章選定小委員会名簿

(敬称略)

委員区分	委員氏名	所属市町	
2号委員 議会議員	佐藤 勝 <small>さとう まさる</small>	古川市議会議員	委員長
	小笠原 康次 <small>おがさわら やすじ</small>	松山町議会議員	副委員長
	三浦 幸治 <small>みうら こうじ</small>	三本木町議会議員	
	畑中 理一郎 <small>はたなか りいちろう</small>	鹿島台町議会議員	
	佐藤 智 <small>さとう さとし</small>	岩出山町議会議員	
	大場 常男 <small>おおば つねお</small>	鳴子町議会議員	
	嶋田 穎夫 <small>しまだ ひでお</small>	田尻町議会議員	
3号委員 学識経験者 (住民代表)	石村 明美 <small>いしむら あけみ</small>	古川市	
	門脇 基 <small>かどわき もとみ</small>	古川市	
	角田 真寿美 <small>つのだ ますみ</small>	松山町	
	松本 美佐子 <small>まつもと みさこ</small>	松山町	
	工藤 俊一 <small>くどう しゅんいち</small>	三本木町	
	寺澤 道子 <small>てらさわ みちこ</small>	三本木町	
	中條 勲 <small>ちゅうじょう いさお</small>	鹿島台町	
	中村 喜恵 <small>なかむら きえ</small>	鹿島台町	
	猪股 松男 <small>いのまた まつお</small>	岩出山町	副委員長
	中鉢 恵美 <small>ちゅうばち えみ</small>	岩出山町	
	菊地 美恵子 <small>きくち みえこ</small>	鳴子町	
	高橋 弘美 <small>たかはし ひろみ</small>	鳴子町	
	石澤 京子 <small>いしざわ きょうこ</small>	田尻町	
	戸島 潤 <small>としま じゅん</small>	田尻町	

委員区分は、大崎地方合併協議会規約第7条第1項による。

報告事項

新市名称の名付け親大賞等当選者及び各賞の贈呈について

新市名称の名付け親大賞等当選者及び各賞の贈呈について、別紙のとおり報告する。

新市名称の名付け親大賞等当選者一覧表

1. 名付け親大賞（1名）（敬称略）

氏名	居住地
小野寺 彦之	古川市（古川北中）

2. 名付け親賞（10名）（敬称略）

氏名（居住地）	氏名（居住地）
小野 努（仙台市）	佐々木 駿輔（古川市・西古川小）
我妻 郁男（古川市）	入野田 敦子（松山町）
鈴木 靖孝（仙台市）	岡田 真樹（千葉県柏市）
杉山 小奈（鳴子町・中山小）	牛渡 雄貴（田尻町・沼部小）
瀬戸 京子（古川市）	今野 智教（小牛田町）

3. 特別賞（30名）（敬称略）

氏名（居住地）	氏名（居住地）
只埜 隆世（松山町・松山小）	野崎 かよ（香川県高松市）
相澤 清志（三本木町）	加藤 好知（古川市）
澤尻 敬太（鹿島台町・鹿島台中）	高橋 生美（三本木町・三本木小）
遠藤 八ナコ（岩出山町）	鹿野 雪間（古川市）
中鉢 純子（鳴子町）	早坂 寛利（三本木町・三本木中）
鈴木 悠太（田尻町・田尻小）	大川 さよ子（古川市）
秋葉 仁知華（古川市・古川第五小）	鹿野 満（古川市）
下条 重人（仙台市）	鹿野 哲郎（古川市）
千葉 善勝（松山町）	伊藤 英樹（古川市・志田小）
高橋 キサ子（三本木町）	小出 禮子（古川市）
山田 たい子（鹿島台町）	熊谷 雅夫（古川市）
佐々木 ミカ（岩出山町・岩出山中）	瀬戸 重信（古川市）
豊里 実加（鳴子町・鳴子小）	中川 たまき（古川市）
板垣 けい子（田尻町）	中江 直樹（古川市）
佐々木 盛喜（古川市）	和野 勉（古川市）

名付け親大賞賞品及び副賞

(1) 賞品

名付け親大賞(1件)

賞品：ササニシキ1俵(60kg)と鳴子温泉ペア宿泊券
(ササニシキと宿泊券を合わせて5万円相当)

名付け親賞(10件)

賞品：1万円相当分地場産品または商品券

特別賞(30件)

賞品：5千円相当分地場産品または商品券

(2) 副賞

名付け親大賞(1件)： 鳴子，早稲田棧敷湯特別会員証(1年間有効)

名付け親賞(10件)： 鳴子温泉湯めぐり手形

特別賞 (30件)： 鳴子温泉ペア入浴券

協議事項（１）

新市の市章候補募集要領（案）について

（趣 旨）

- 1 この要領は、古川市・松山町・三本木町・鹿島台町・岩出山町・鳴子町及び田尻町の1市6町が、合併して誕生する「大崎市」の市章候補を募集して、「大崎市」にふさわしい市章を制定することを目的とする。

（募集する市章）

- 2 募集する市章は、次のとおりとする。
 - （１）古川市・松山町・三本木町・鹿島台町・岩出山町・鳴子町及び田尻町が合併して誕生する「大崎市」にふさわしい「市章」であること。
 - （２）市旗、バッジ等にも使用できるデザインであること。
 - （３）用紙の地色は白色とし、デザインは黒1色とする。なお、グラデーション（色の濃淡を連続的に階調で表現すること。）は不可とする。
 - （４）他市町村章及び他商標等と類似しないものであること。
 - （５）自作の未発表作品であること。

（応募方法等）

- 3 応募の条件、方法、期間等については、次のとおりとする。
 - （１）応募資格は、問わない。
 - （２）応募は、一人3作品以内とする。
 - （３）応募は、専用の応募用紙又は縦横12センチメートルの枠を書いたA4白色用紙（専用の応募用紙に準じたもの。）を縦長で使用し、用紙1枚につき1作品とする。
 - （４）応募に当たっては、「デザインの趣旨」、「住所」、「氏名（ふりがな）」及び連絡先（電話番号等）を用紙に記載する。
 - （５）応募は、持参又は封書による郵送とする。（Eメール等による応募は受け付けない。）
 - （６）応募先は、大崎地方合併協議会事務局「市章募集係」とする。

(募集期間)

- 4 募集期間は、平成16年 月 日から平成16年 月 日とする。
ただし、郵送による場合は、平成16年 月 日必着とする。

(周知方法)

- 5 大崎地方合併協議会(以下「協議会」という。)だより、協議会ホームページ、関係市町の広報紙等への掲載や公共施設へのチラシの配付をはじめ、報道各社への依頼等の広報活動を積極的に行う。

(賞 金)

- 6 応募された作品の中から、次の賞を決定し、賞金を贈呈する。
- | | | |
|----------------|----|----------|
| (1) 最優秀賞(採用作品) | 1点 | 200,000円 |
| (2) 優秀賞 | 4点 | 20,000円 |

(発 表)

- 7 協議会において市章が決定された後、協議会だより及び協議会ホームページで発表する。

(著作権等)

- 8 採用作品に関する著作権等については、次のとおりとする。
- (1) 採用作品に関する一切の権利は、協議会及び新市に帰属する。
 - (2) 応募作品は、返却しない。
 - (3) 採用作品の使用に当たっては、作品に若干の変更を加える場合がある。

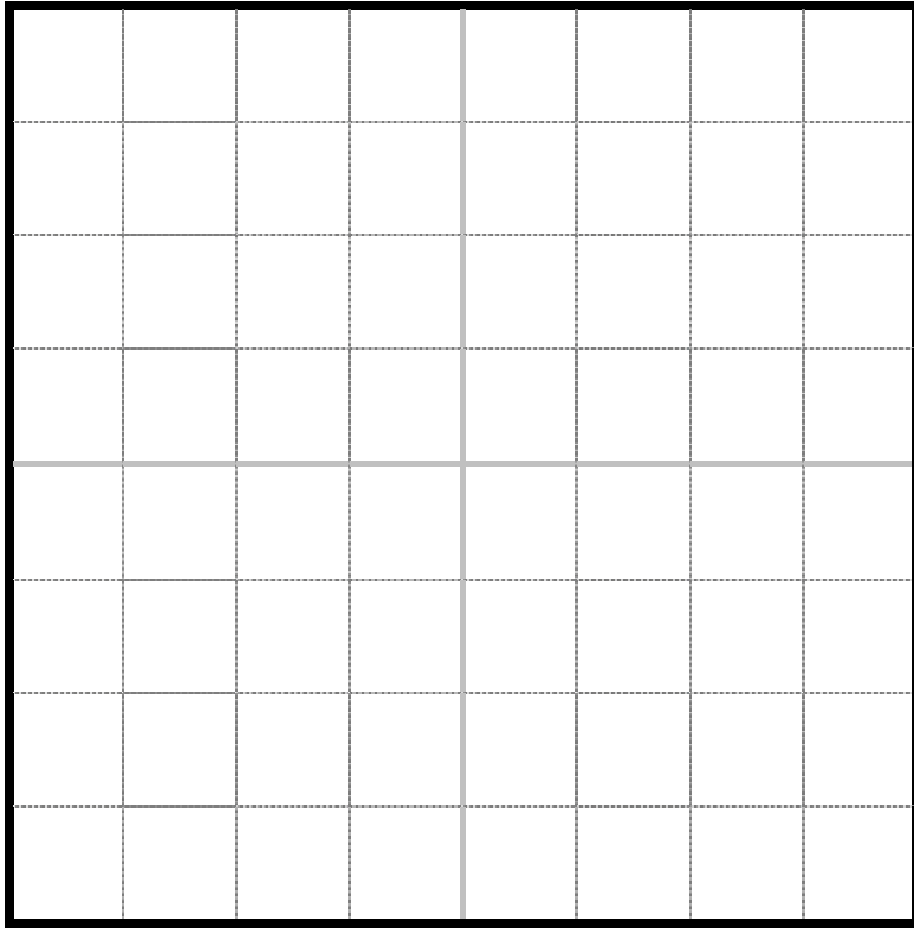
(その他)

- 9 その他、新市の市章選定に関し必要な事項については、新市名称及び市章選定小委員会において定める。

大崎市の市章デザイン応募用紙

デザイン

天



デザインの趣旨

地

応募者

住 所	〒 -
ふりがな	
氏 名	
連絡先 (電話番号等)	

新市の市章募集に関する先進事例

	加美町（宮城県）合併後	対馬市例（長崎県）	佐渡市例（新潟県）	東かがわ市例（香川県）
募集要領等制定	有	有	有	有
募集期間	6月～7月（約2ヶ月間）	平成15年6月1日～ 平成15年7月31日 （2ヶ月間）	平成15年3月1日～ 平成15年4月30日 （2ヶ月間）	平成14年4月～ 平成14年6月 （約2ヶ月間）
応募方法	持参又は封書による郵送	持参又は封書による郵送	持参又は封書による郵送	持参又は封書による郵送
応募資格	制限無し	制限無し	制限無し	制限無し
応募数	484点	2539点	515点	2450点
各賞及び賞品等	最優秀賞：1点（100,000円） 優秀賞：2点 30,000円 優良賞：3点 10,000円 佳作：5点 3,000円分図書券	最優秀賞：1点 （賞金 400,000円）	最優秀賞：1点 （賞金 100,000円） 入賞：4点 （図書券 10,000円）	最優秀賞：1点 （賞金 377,600円） 入賞：4点 （賞金 50,000円）
選考内容	平成15年8月 加美町が委嘱する，制定委員 27人により審査を実施	平成15年8月 採用候補作品5点を選考 （選定委員6人）	平成15年5月 採用候補作品5点を選考 （小委員会）	協議会で選考した，上位 5点で住民投票を実施 平成14年7月～8月 （約2ヶ月間）
決定時期	平成15年8月 （加美町で決定）	平成15年10月 （協議会で決定）	平成15年6月 （協議会で決定）	平成14年10月 （協議会で決定）
制定方法	平成15年9月加美町で告示	平成16年3月告示予定	平成16年3月告示予定	平成15年4月新市で告示
その他	2色以内・一人2点	4色以内・複数応募可	4色以内・複数応募可	4色以内・複数応募可

協議事項（２）

新市の市章候補選定基準（案）について

1 選定基準

- （１）古川市・松山町・三本木町・鹿島台町・岩出山町・鳴子町及び田尻町の
1市6町が、合併して誕生する「大崎市」にふさわしい市章であること。
- （２）市旗、バッジ等にも使用できるデザインであること。
- （３）用紙の地色は白色とし、デザインは黒1色とする。なお、グラデーション（色の濃淡を連続的に階調で表現すること。）は不可とする。
- （４）他市町村章及び他商標等と類似しないものであること。
- （５）自作の未発表作品であること。

2 選定方法

- （１）新市の市章は、新市名称及び市章選定小委員会（以下「小委員会」という。）において、応募作品の中から新市の市章としてふさわしい市章候補5点（順位は付けない）を選定し、大崎地方合併協議会（以下「協議会」という。）に報告する。
- （２）新市の市章の選定に当たっては、学識経験者等の意見を聞くことができる。
- （３）新市の市章の決定は、小委員会の報告を基に協議会で行う。

3 応募作品の修正

採用作品をそのまま使用することが困難な場合には、必要に応じて、作品の趣旨を損なわない範囲で修正することができる。

新市の市章候補選定基準

1 選定基準

- (1) 古川市・松山町・三本木町・鹿島台町・岩出山町・鳴子町及び田尻町の1市6町が、合併して誕生する「大崎市」にふさわしい市章であること。
- (2) 市旗、バッジ等にも使用できるデザインであること。
- (3) 用紙の地色は白色とし、デザインは黒1色とする。なお、グラデーション（色の濃淡を連続的に階調で表現すること。）は不可とする。
- (4) 他市町村章及び他商標等と類似しないものであること。
- (5) 自作の未発表作品であること。

2 選定方法

- (1) 新市の市章は、新市名称及び市章選定小委員会（以下「小委員会」という。）において、応募作品の中から新市の市章としてふさわしい市章候補5点（順位は付けない）を選定し、大崎地方合併協議会（以下「協議会」という。）に報告する。
- (2) 新市の市章の選定に当たっては、学識経験者等の意見を聞くことができる。
- (3) 新市の市章の決定は、小委員会の報告を基に協議会で行う。

3 採用作品の変更

採用作品の使用に当たっては、作品に若干の変更を加える場合がある。

合併までのスケジュール

